



# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
 発行所 京都府  
 政策法務課  
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
 印刷所 中西印刷株式会社  
 電話 (075) 441-3155

## 目次

### 告示

告示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更の許可申請の概要	(山城北保健所) 869
○救急病院である旨の告示	(医療課) 872

### 公告

○一般競争入札の実施	(入札課) 873
○	(医療課) 880

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	
	(京都林務事務所、中丹広域振興局) 883
○都市計画駐車場の変更に係る図書の写し	
の縦覧	(中丹東土木事務所) 886
○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課) ページ

### 監査委員

○監査の結果の公表	ページ
-----------	-----

## 告示

### 京都府告示第605号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第3項の規定において準用する第5条第4項の規定により、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

#### 1 申請の概要

##### (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社イトーキ

所在地 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

代表者 代表取締役 湊 宏司

##### (2) 工場の名称及び所在地

名称 株式会社イトーキ生産本部関西工場

所在地 八幡市戸津中代46番1

##### (3) 特定施設に関する事項

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設1基

##### (4) 変更しようとする事項の変更前及び変更後の内容

###### ア 特定施設に関する事項

###### (ア) 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

(イ) 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

## 9 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased

Basic contract for fiscal year 2026 for copying service

Copy machine-type for copying more than 70 sheets per minute

Copy machine-type for copying more than 60 sheets per minute

Copy machine-type for copying more than 40 sheets per minute

## (2) Bidding method

Electronic bidding system

## (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, December 19, 2025 to Wednesday, January 21, 2026 (except for Sundays, Saturdays, public holidays from December 29 to 31, 2025 and January 2, 2026)

## (4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, February 2, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, February 3, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

## (5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday, February 2, 2026

## (6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday, February 3, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

## (7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量  
京都府立洛南病院清掃業務 一式

- (2) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 履行期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- (4) 履行場所  
京都府立洛南病院

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地  
京都府立洛南病院事務部会計課

電話番号（0774）32-5900（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付

### ア 交付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月15日（木）まで（日曜日、土曜日、祝日、令和7年12月29日から令和7年12月31日まで及び令和8年1月2日を除く。）

### イ 交付場所

（1）と同じ。

### ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に来院すること。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

### ア 日時

令和8年1月7日（水）午前9時から

### イ 場所

宇治市五ヶ庄広岡谷2番地

京都府立洛南病院本館2階会議室

## 3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者で、5に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

- (2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

- (3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

- (4) 清掃業務について、次の実績を全て有すると認められる者以外の者

ア ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する

<p>者に必要な資格等を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「清掃業務」に登録されているものであること。</p> <p>イ 建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録をいう。）を有する者</p> <p>ウ 病床数がおおむね200床以上の近畿圏内の病院（精神科）において、1の(1)に定める業務内容がほぼ同じである契約を締結し、令和5年4月1日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有する者</p> <p>エ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たしている者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</p> <p>キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者</p> <p>(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者</p> <p>5 資格審査の項目</p> <p>4の一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかの確認</p> <p>6 資格審査の申請手続</p> <p>資格審査を受けようとする者は、京都府立洛南病院長（以下「院長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。</p> <p>なお、提出した書類に關し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 申請書の交付</p> <p>ア 交付期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>イ 交付場所</p>	<p>2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法</p> <p>(ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に来院すること。</p> <p>(イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手320円分を貼付の上、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。</p> <p>(2) 申請書の提出期間等</p> <p>ア 提出期間 令和8年1月9日（金）から令和8年1月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）</p> <p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。</p> <p>(3) 添付資料</p> <p>申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>ア 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書</p> <p>イ 消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>ウ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る所得税の確定申告書の写し</p> <p>エ 4の(4)に該当しないことを証明する書類</p> <p>オ 4の(5)及び(6)に該当しない旨の誓約書</p> <p>カ 権限を営業所長等に委任する場合には、法人にあっては委任状、個人にあっては委任状及び受任者の身分証明書</p> <p>(4) 資料等の提出</p> <p>申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公平を図るために、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。</p> <p>(5) 提出書類の作成に用いる言語</p> <p>提出書類は、日本語及び日本国通貨で作成するものとする。</p> <p>なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>(6) その他</p> <p>申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>7 資格審査結果の通知</p> <p>資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。</p> <p>8 参加資格を有する者の名簿への登載</p> <p>資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院清掃業務に係る一般競争入札参</p>
--	---

加資格認定名簿に登載される。

#### 9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和8年3月31日までとする。

#### 10 変更届

申請書等を提出した者（8の名簿に登載されなかつた者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

#### 11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)、(5)及び(6)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

#### 12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なもの提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の

行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

#### 13 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年1月30日（金）午前9時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年1月27日（火）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 委託契約は月額契約であり、かつ、36箇月間の長期継続契約であるため、入札書に記載する金額は、月額の契約希望金額の110分の100に相当する額を36倍した金額とすること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

## (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和8年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和8年4月1日付けで行うこととする。

## (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否  
要する。

## 14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

## 15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

## 16 入札の執行

この入札に係る令和8年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

## 17 その他

- (1) この入札の実施については、1から16までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 令和8年度以降の府の歳入歳出予定において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。

## 18 Summary

## (1) Main content of contract:

Cleaning service for the Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

## (2) Contract period:

From 1, April 2026 to 31, March 2029

## (3) Period for submission of application documents for qualification confirmation:

From 9:00 a.m. to 4:00 p.m. (except time slot from noon to 1:00 p.m.) from Friday 9, January 2026 to Thursday 15, January 2026

## (4) The time, date and place for the opening of tender:

9:00 a.m. Friday 30, January 2026

Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto, Japan

## (5) Time-limit for tender by mail:

Tuesday 27, January 2026

## (6) Contact point for the notice:

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto 611-0011, Japan

TEL: (0774) 32-5900



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和7年12月19日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社グリーンランド京北

代表取締役 金岡 秀享

京都市南区上鳥羽馬廻町25番地

## 2(2) 林地開発行為の目的

建設残土処分

## 3(3) 林地開発行為をしようとする区域

京都市右京区京北細野町北谷30番ほか（次の図のとおり）

## 4(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積

10.6ヘクタール

## 5(5) 期間

令和8年4月21日から令和11年4月20日まで

6(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有

## 7(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	開発区域から国道162号に至るまでの市道余野線（次の図のとおり）	運搬車両の通行時間帯は午前8時30分から午後5時30分までとし、日曜日及び祝日の通行はしない（緊急時を除く。）。